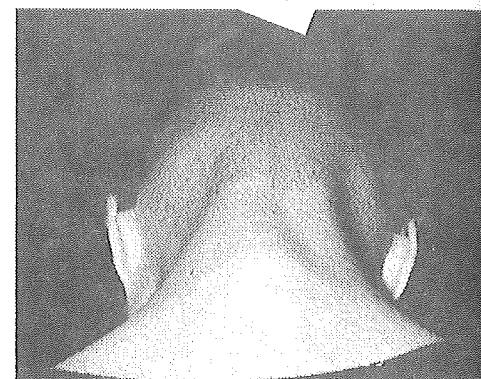
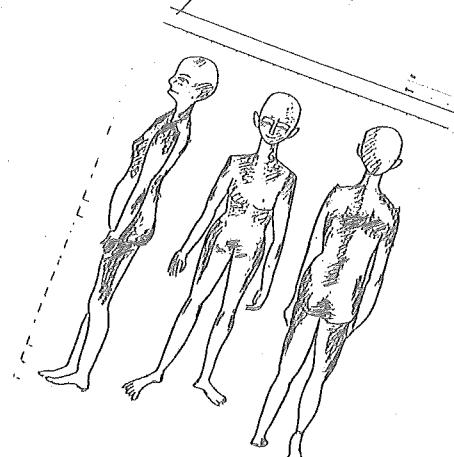


後遺障害を認めてもらえた永井洋子さん（仮名）が、自分で描いた体の痛む部分のイラストと、骨が左にずれている首の後ろの写真。「私の体に触ってみてください。そうすれば骨が変形しているのがわかるはずです」

ずかに隙間にはさまれ、体じゅうにダメージを受けた。左頸骨骨折、側頭骨骨折、下顎骨骨折、歯肉裂傷、頸椎捻挫、第六胸椎圧迫骨折、骨盤輪不安定症、左第二肋骨不全骨折、顔面打撲、頭部打撲……。いくつかの病院で受けた症病名は多岐にわたる。退院後も激しい痛みや麻痺、歩行障害、めまい、耳鳴り、吐き気と、さまざま症状が残り、通院を続けながら痛みを抑える薬を服用し続けた。

事故から約二年後、これ以上治療しても症状はよくならない（症状固定）と診断されたため、永井さんは医師が作った「後遺障害診断書」を添え、自賠責保険の請求を行った。ところが、自賠責の後遺障害認定は現在も受けられていません。通知書には「本件事故による後遺障害は認めら



# 高い基準で厳しく査定される後遺障害 見ええない「痛み」は 泣き寝入りか

「ない」とあつた。数々の症状は精神的なもので後遺障害ではないというわけだ。永井さんは、現在、東京地裁で訴訟中である。右上のイラストは、外見からはわからない自分の痛みを明らかにするために永井さん自身が描いた体の図だ。ちなみに九四年に豊島区から受け取った身障者手帳には「脊髄損傷」で二級の障害と認定されている。

区の見解と自算会の判断とは大きく食い違つたままなのだ。

事故から約二年後、これ以上治療しても症状はよくならない（症状固定）と診断されたため、永井さんは医師が作った「後遺障害診断書」を添え、自賠責保険の請求を行つた。

ところが、自賠責の後遺障害認定は現在も受けられていません。通知書には「本件事故による後遺障害は認めら

れない」とある。

それでも、なぜ、自算会の判断

が、被害者の訴えとこゝも食い違つてしまふのか？

『交通事故法入門』

（光文社）などの著作もあり、多くの交通事故訴訟を手がけてきた東京の弁護士、加茂隆康氏はこう指摘する。

「自賠責保険が後遺障害の認定に使つ

て、後遺障害の保険金額を新設。

そのときに等級表のベースとなつたの

が、戦前の「身体障害等級及び障害扶助料表」というわけだ。

六十年前の「扶助料表」を読み直す

と、現在の自賠責の表とおり二つだ。

ともに一級から十四級まで、各級の

項目も表現も、文語と口語の違いを除

けばほとんど同じ。前者の一級の最初

が「両眼失明シタルモノ」なら後者は「両眼が失明したもの」、前者の十

四級の最後が「男子ノ外貌ニ醜状ヲ残

状を残すもの」である。

自算会では、被害者から診断書など

が送られてくると、この表の内容に照

らし合わせながら等級を決めていく。

「顧問医」が診断書やレントゲン写真などのチェックもするが、なにぶん、

交通事故で傷を負い、元の健康体に戻れず長い間苦しんでいます。自動車損害賠償責任（自賠責）保険からは後遺障害保険金が1円も支払われない——ここ数年、こんなトラブルが続出している。一般に自賠責の後遺障害の査定は厳しいといわれるが、とりわけ外からは見えにくい

「痛み」や「しびれ」など神経系の障害にその傾向が強い。何を根拠に後遺障害の有無や軽重を判断しているのか、その実態に迫る。

## 告発連載ルポ

交通事故で後遺障害が残った場合は、程度に応じて自賠責保険から決まった額の保険金が支払われる。その際、基準になるのが、自動車損害賠償保険法施行令に定められている「後遺障害別等級表」だ。その等級は、最も障害が重い一級から、いちばん軽い十四級まで十四段階に分かれている。

一級の後遺障害とは、両眼失明、常に介護が必要な精神障害、両足を膝の四級まで十四段階に分かれている。

交通事故で後遺障害が残った場合節以上で失ったもの……など八項目。それが十四級になると、局部に神経症状を残すもの、まつ毛にはげを残すもの……など十一項目と、内容もかなり軽いものになつてくる。

被災者は、ある程度の治療を終えて症状が固定すると、医師に診断書を書いてもらう。そして、各地にある自動車保険料率算定会（自算会）の調査事

業者が、それらの書類をもとに審査を行い、後遺障害の等級を認定する。等級が決まるごとに、それに応じた後遺障害保険金が支払われるシステムだ。ところが、その認定が厳しく、現代社会にそぐわない部分も多いため、納得できず裁判に訴える被災者も多い。

東京都豊島区の主婦、永井洋子さん（五巴・仮名）もその一人である。事故から六年近くたつたが、自賠責の後遺障害等級認定は受けていない。現在、訴訟中のため、傷害の保険金もまったく支払われないままだ。

「冬になり、気温が下がると、全身にナイフが突き刺さったような痛みが走り、まるで砂袋が載っているかのように足が重くなってしまうのです」

彼女が事故に遭つたのは一九九一年の初夏。JR中野駅ガード下で自分の車に乗り込もうとドアの横に立つとき、後ろから発進した乗用車が、永井さんの車との間隔を十五歩ほどしかとらず、いきなり加速してきたのだ。

「もうだめだ！」そう思った瞬間、背骨がゴリゴリと音をたて、骨がついた自分の歯が血とともに飛んでいくのが見えました。腕は半開きの傘のようになじられ、私の体はコマのように回転しながら路上に転がつたのです」

永井さんは、自分の車と加害車のわ

## こんな自賠責保険なら いらない③



ジャーナリスト  
**柳原三佳** やなぎはらみか

桦で「後遺障害」の保険金額を新設。そのときに等級表のベースとなつたのが、戦前の「身体障害等級及び障害扶助料表」というわけだ。

六十年前の「扶助料表」を読み直すと、現在の自賠責の表とおり二つだ。

ともに一級から十四級まで、各級の項目も表現も、文語と口語の違いを除けばほとんど同じ。前者の一級の最初が「両眼失明シタルモノ」なら後者は「両眼が失明したもの」、前者の十

四級の最後が「男子ノ外貌ニ醜状ヲ残

状を残すもの」である。

自算会では、被害者から診断書など

が送られてくると、この表の内容に照

らし合わせながら等級を決めていく。

「顧問医」が診断書やレントゲン写真などのチェックもするが、なにぶん、

基礎となる等級表自体が時代遅れも甚だしいと加茂氏は指摘するのだ。

「たとえば、顔に五枚以上の線状痕が残った場合、女性なら七級として五千十一万円の保険金が支給されますが、男性の場合は、十二級で二百二十四円しか出ません。これが男女差別でなくてなんでしょうか?」

## 不正請求の多発でます疑えの姿勢に

ほかにも、加茂氏が扱った事件のかで古さを痛感させるものに、交通事故のけががもとで性的不能になつた二十一歳の男性の例がある。彼は当初、最も低い十四級に認定された。

「性的不能の場合は、表に『生殖器に著しい障害を残すもの』(九級)、『局部に頑固な神経症状を残すもの』(十二級)、『局部に神経症状を残すもの』(十四級)の三つの該当項目があります。だが、いずれも排尿障害や性交不能といった体の直接的な現象面だけを評価するにとどまり、社会的な不利、たとえば結婚や恋愛への障害、精神的な負い目といったハンディキャップを積極的に評価する考え方に入っていないのです」(加茂氏)

自算会関係者もこう指摘する。  
「古きもさることながら、労働災害をら積極的に意見、助言を聞く。

④各調査事務所に、後遺障害の調査を専門的に行う担当者を配置し、研修を強化し、調査能力の向上を図る。

こうした厳しいチェック態勢の強化の結果、八五年には傷害の全支払件数に対して八・五%だった後遺障害の支払件数の割合は、九五年には三・八%までダウ。その中で「精神・神経症状」(主に十四等級)だけの割合みると、八五年の五七・五%から九五年には二八・六%まで減つた。「適正化」の効果は十分あがつと言える。

関係者の話によると、ある地区的調査事務所では、時速一五キロ以下のスピードによる追突事故では入院をいっさい認めず、すべて通院に置き換えて感謝料を算定するという徹底ぶり。また、長期治療を打ち切り、医療費の支払いを減らした調査員には表彰を行つたといふ話もあるといふ。

しかし、この不正請求をシャットアウトしようとする過程で、本当に苦しむ人まで排除された例がなかつたといふるだらうか。交通事故裁判を数多く

による再診断を依頼する。

③被害者の訴えを裏づける他覚的な医学的所見を伴わない軽度の神経症状(たとえば、いわゆる「むち打ち症」)は、客観的な評価が難しいため、詳しい調査を行い、顧問医や再診断病院から積極的に意見、助言を聞く。

④各調査事務所に、後遺障害の調査を専門的に行う担当者を配置し、研修を強化し、調査能力の向上を図る。

こうした厳しいチェック態勢の強化の結果、八五年には傷害の全支払件数に対して八・五%だった後遺障害の支払件数の割合は、九五年には三・八%までダウ。その中で「精神・神経症状」(主に十四等級)だけの割合みると、八五年の五七・五%から九五年には二八・六%まで減つた。「適正化」の効果は十分あがつと言える。

関係者の話によると、ある地区的調査事務所では、時速一五キロ以下のスピードによる追突事故では入院をいっさい認めず、すべて通院に置き換えて感謝料を算定するという徹底ぶり。また、長期治療を打ち切り、医療費の支払いを減らした調査員には表彰を行つたといふ話もあるといふ。

しかし、この不正請求をシャットアウトしようとする過程で、本当に苦しむ人まで排除された例がなかつたといふるだらうか。交通事故裁判を数多く

手がけた弁護士は語る。

「私が扱った事件でも、かなりひどい障害なのに驚くほど軽い等級で認定された例もある。大半の被害者は、一日も早く健康になり、元の暮らしに戻りましたが、後遺症がまったくないことがあります。後遺症がまったくないのに、ずっと事故を引きずり裁判までいたいとだれが思つても、それは軽く認定され、実際の症状は重くてなるんです。現在は手術も進歩し、実際に障害がまったく残らないまでに回復しても、重い等級で認定されることがよくある。一方、レントゲンには写らないしびれや、神経的な後遺障害などは、左は松葉杖という痛々しい姿で法廷の証言台に立つていた男が、なんともほんと切り捨てられているのが

異議申し立てがあつた場合は、たとえ三十分でもいいから被害者と面談してみるべきです。そうすれば、本当に後遺症で苦しんでいるか、保険金も当てのニセの病気かわかるはずです」

「古きもさることながら、労働災害をら積極的に意見、助言を聞く。

④各調査事務所に、後遺障害の調査を専門的に行う担当者を配置し、研修を強化し、調査能力の向上を図る。

こうした厳しいチェック態勢の強化の結果、八五年には傷害の全支払件数に対して八・五%だった後遺障害の支払件数の割合は、九五年には三・八%までダウ。その中で「精神・神経症状」(主に十四等級)だけの割合みると、八五年の五七・五%から九五年には二八・六%まで減つた。「適正化」の効果は十分あがつと言える。

関係者の話によると、ある地区的調査事務所では、時速一五キロ以下のスピードによる追突事故では入院をいっさい認めず、すべて通院に置き換えて感謝料を算定するという徹底ぶり。また、長期治療を打ち切り、医療費の支払いを減らした調査員には表彰を行つたといふ話もあるといふ。

しかし、この不正請求をシャットアウトしようとする過程で、本当に苦しむ人まで排除された例がなかつたといふるだらうか。交通事故裁判を数多く

対象としたものを交通事故にそのまま当てはめようとするところに問題がある。労災は十五歳以上の働く年代層を対象にしていますが、交通事故は年齢の幅がもっと広く、むしろ被害者はんど無視されています。他覚症状、つまり、見た目でわかる外科的な後遺障害以外は尊重しないのだから、他科の医師としては冗談じゃないといつた感じです。炭鉱の労災などをイメージして、内科や精神科系の後遺障害はほとんど無視されています。他覚症状、つまり、見た目でわかる外科的な後遺障害が絶対必要です」(外科医)

「表は整形外科系の発想で作られていますが、内臓や精神科系の後遺障害はほとんど無視されています。他覚症状、つまり、見た目でわかる外科的な後遺障害が絶対必要です」(整形外科医)

また、関係者は別の理由を明かす。「被害者のなかには、外からは障害の有無を判断しにくい『むち打ち症』などがあります。施設令の中に別表として定められていますので、その範囲内で運用するしか

現状です」(整形外科医)  
自算会側にも言い分はある。「等級表は、自動車損害賠償保障法の施行令の中に別表として定められていますが、その範囲内で運用するしか

定するというが、運用次第で件数を操作できるのも事実だ。実際、自算会では八五年から九五年までの十年間で、精神・神経症状による後遺障害の認定件数を半分以下に減らしている。自算会の資料によると、「むち打ち症」などの後遺障害の支払件数が八一年から急激に増え始め、自賠責保険の装事故やニセ病事件が多発していた。医師側の問題も大きいですが、まず疑惑が施設される前まで、「交通事故が施行される前まで、「交通事故は暴力団の最高の資金源」と言われ、偽装事故やニセ病事件が多発していた。

◇

「交通事故が思ひぬ展開を見せ、驚かされた。交通事故による脊髄損傷で退院後も半身麻痺を訴え、右足に器具を取りつけ、左は松葉杖という痛々しい姿で法廷の証言台に立つていた男が、なんとかからざるをえないんです」

私自身、つい先日、取材中の交通事故裁判が思ひぬ展開を見せ、驚かされた。交通事故による脊髄損傷で退院後も半身麻痺を訴え、右足に器具を取りつけ、左は松葉杖という痛々しい姿で法廷の証言台に立つていた男が、なんとかからざるをえないんです」

◆

後遺障害は等級表に従つて適正に認

定するというが、運用次第で件数を操作できるものも事実だ。実際、自算会では八五年から九五年までの十年間で、精神・神経症状による後遺障害の認定件数を半分以下に減らしている。自算会の資料によると、「むち打ち症」などの後遺障害の支払件数が八一年から急激に増え始め、自賠責保険の装事故やニセ病事件が多発していた。医師側の問題も大きいですが、まず疑惑が施設される前まで、「交通事故は暴力団の最高の資金源」と言われ、偽装事故やニセ病事件が多発していた。

とすれば問題である。

後遺障害は等級表に従つて適正に認

定するというが、運用次第で件数を操

作できるものも事実だ。実際、自算会で

施設令の中に別表として定められてい

ますので、その範囲内で運用するしか

ないのです」(広報課)

◆

後遺障害は等級表に従つて適正に認

定するというが、運用次第で件数を操

作できる